

入札にあたっての注意事項

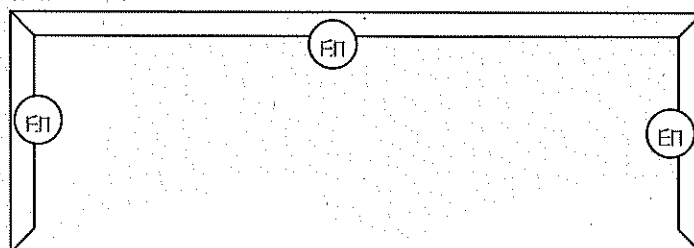
- ・ 使用印鑑は、競争入札参加資格審査申請書で届け出た印を使用すること。
- ・ 競争入札参加資格審査申請書で登録した代表者が入札人です。代表者本人が入札会場に来られない場合は、代理人による入札も可能（委任状の提出が必要）です。
- ・ 委任状は、委任者、代理人双方の押印が必要です。なお、委任状に押印する捨印は委任者（代表者）の印となりますのでご注意ください。
- ・ 代理人による入札の場合、入札書への押印は代理人の印となります。（どちらか一方のみの押印）
- ・ 入札書を封入する封筒は、長形3号（窓無し）封筒とします。表面に下記のとおり印字してください。

《封筒の例》

小林市 小林市長 様 件名：○○○○○○○○○○○○○○○○	
入札人 住所（所在地）： 商号または名称： 代 表 者 職： 代 表 者 名： 代 理 人： ← 代理人が入札するときのみ	実際に入札に来る方の押印 (どちらか一方)

- ・ 封筒の糊付け部分は、全てに入札人（代理の場合は代理人）の押印をしてください。

《封筒（裏面）の例》



- ・ 入札は定刻または、全員が揃い次第開始します。遅刻の場合は参加できません。
- ・ 1回目で落札しなかった場合は、引き続き2回目の入札を行いますので、すぐに提出できるように準備をしておいてください。
- ・ 入札書等の様式は小林市のホームページからダウンロードしてください。